

群馬県の伝統野菜等を使用した PR 動画コンテンツ制作業務仕様書

1 業務の名称

群馬県の伝統野菜等を使用した PR 動画コンテンツ制作業務

2 委託業務の目的

群馬県は、自然豊かな地形と農産物の栽培に適した環境により多彩な農産物を生産している。その中でも本業務では、伝統野菜※や群馬県ならではの個性的な農産物を使用した料理動画を制作・発信することで、群馬県の魅力を効果的に発信し知名度向上につなげるとともに、伝統野菜等の農産物の県内消費拡大と群馬県訪問のきっかけにつなげる。

※ 伝統野菜とは、自家採種により地域の風土に合った野菜として育成されてきたもので、それぞれ地域限定、時期限定の特長ある食材のこと。

伝統野菜例	
きゅうり	入山きゅうり、高山きゅうり
ねぎ	下仁田ねぎ、下植木ねぎ、石倉根深ねぎ
にんじん	国分にんじん
だいこん	十文字だいこん、時沢だいこん、上泉理想だいこん
いんげん	猫の目いんげん、幅広いんげん、紅花いんげん
葉物野菜	宮内菜、かき菜、田口菜、宮崎菜
いも	赤いも

3 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

○コンテンツの制作

- ・「2 委託業務の目的」に沿った動画コンテンツ制作および発信を行うこと。
制作する動画コンテンツについては、横型（16：9）の PR 動画を最低2本以上制作し、制作する動画の本数や長さについて、企画提案書に記載すること。
- ・動画コンテンツの制作に当たり、伝統野菜等を動画1本につき1品目以上用いること。
※「2 委託業務の目的」に記載の食材は一例であり、上記伝統野菜例に限らず幅広く食材を使用すること。
- ・視聴後に作りたい、食べたいようなオリジナルレシピを使用する食材の特長に合わせて開発し、そのレシピ動画を YouTube で1本以上制作・配信すること。
- ・使用する食材の栽培方法や食材の特長を紹介すること。
- ・既存の農産物 PR 動画の枠組みにとらわれない、新しい切り口で動画内容の企画・制作をすること。
- ・制作する動画及び配信プラットフォームに応じたインフルエンサーを1組以上起用すること。なお、起用するインフルエンサーは、伝統野菜等のおいしさや魅力を発信できるような者が好ましい。
- ・出演者及び所属事務所との調整、撮影許可の取得等を実施すること。

○コンテンツの発信・報告

- ・制作した動画コンテンツは、群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunოს」で投稿を行うこと。なお、令和9年2月末までの動画コンテンツの合計再生回数が10万回以上となるよう、必要な措置を講ずることとし、広報戦略について企画提案書に記載すること。
- ・動画コンテンツの制作で紹介した食材の購入やレシピの実食ができるイベントを開催するなど、視聴者の消費行動及び来県促進につながる企画の提案を妨げない。
- ・目標総再生回数の達成に向け、動画広告の出稿を妨げるものではないが、オーガニック（自然流入）による数値獲得のための工夫をすること。また、当該コンテンツを活用した動画広告の出稿以外の広報の取り組みについて一つ以上提案すること。
- ・公開日から令和9年2月末までの間に当該コンテンツに係る取得可能なデータ（視聴者数、年代・性別に応じた視聴データ、地域別の視聴データ等）を記載し、報告書の形式で提出すること。なお、報告書には SNS による配信内容及び肯定的・否定的なコメント含め主な反響を記載すること。

5 事業スケジュール（予定）

- （1） 撮影にあたって必要な事項の調整：令和8年9月下旬以降随時
- （2） 動画の配信・公開：令和8年10月中旬以降随時
- （3） 視聴者データ分析報告：発信日から令和9年2月末日までのデータ…令和9年3月下旬

6 成果物一覧

成果物	納品方法	納品期限
PR 動画コンテンツデータ	Adobe Premiere で利用可能な形式の電子データをクラウドサーバーでの共有または電子メールで提出	各動画の公開前まで
視聴者データ分析報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出	令和9年3月31日まで
制作コンテンツに関する実績報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出	令和9年3月31日まで

7 留意事項

- （1） 番組企画内容に制限はないが、配信にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- （2） 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。その際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- （3） 契約期間終了後も期間を定めず視聴が可能な状態とすること。なお、期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- （4） コンテンツの制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打ち合わせの上、締結する。
- ・ 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、県にあらかじめ書面で報告するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利及び制作したコンテンツに関する著作権は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。